

鳥取縣公報

昭和二十六年五月八日 火曜日
第二千二百七十七号

本書ノ大キサハ國定規格A五列

告示

◇鳥取縣告示第二百二十一号

建設業法（昭和二十四年五月法律第百号）第九條第三項の規定による届出があつたので同法第十五條第一項の規

登録番号

昭和二十五年

商号又は名称

主たる營業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録
(5) 第一九五号

昭和二十五年
十一月二十八日

菊池土木株式会社

米子市角盤町四丁目九〇番地

菊池 節治

◇鳥取縣告示第二百二十二号

建設業法（昭和二十四年五月法律第百号）第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十六年五月八日

鳥取縣知事

西 尾

愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる營業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録
(5) 第一二〇号

昭和二十四年
十一月九日

山口電業株式会社

元 鳥取市東品治町一一三番地
改 〃 元魚町二丁目三番地

山口 敏子

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十六年五月八日
第二千二百七十七号

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可